

(案)

府消委第 号  
令和 年 月 日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 宛て

文部科学大臣 永 岡 桂 子 宛て

消費者委員会  
委員長 後 藤 卷 則

消費者教育の推進に関する法律第9条第7項の規定に基づく  
「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更について

令和5年2月24日付け消教推第64号及び4文科教第1512号をもって当委員会に意見を求めた「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案については、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨回答する。

以上